八頭町立保育所運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 34 条第２項及び八頭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 17 号。以下「運営基準条例」という。）第 20 条の規定に基づき、八頭町保育所条例（平成 17 年条例第 102 号。以下「保育所条例」という。）第２条に定める八頭町立保育所（以下「町立保育所」という。）の運営についての重要事項に関する規程を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において使用する用語は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）及び支援法において使用する用語の例による。

（名称及び位置）

第３条　町立保育所の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	位置
郡家東保育所	八頭郡八頭町稲荷 167 番地
郡家保育所	八頭郡八頭町郡家 71 番地１
国中保育所	八頭郡八頭町石田百井３番地２
船岡保育所	八頭郡八頭町坂田 30 番地
八東保育所	八頭郡八頭町安井宿 1346 番地

（施設の目的）

第４条　町立保育所は、特定教育・保育の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、町立保育所を利用する小学校就学前子ども（支援法第６条第１項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第５条　町立保育所は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

２　町立保育所は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。

３　町立保育所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、鳥取県、町、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

４　町立保育所は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

（提供する特定教育・保育の内容）

第６条　町立保育所は、法、支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて特定教育・保育を提供する。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第７条　町立保育所が特定教育・保育を提供するに当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次の表に掲げるとおりとする。

職種	員数	職務内容
所長	１人	職員の指揮監督のほか、保育所の運営管理全般を統括する。
所長補佐	１人	所長を補佐するとともに、保育計画の立案、保育内容、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等について保育士及び関係職員を統括する。
保育士	鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成 24 年鳥取県条例第 79 号)第 10 条に定める配置基準以上	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
調理師	１人以上	給食調理業務及び食育に関する活動等を行う。
看護師	１人	利用子どもの健康管理、保育所内の衛生管理及び病後児保育等の業務を行う。
嘱託内科医	１人	利用子どもの入所時又は定期の健康診断及び保健衛生の指導に関する業務を行う。
嘱託歯科医	１人	利用子どもの定期の歯科健康診査及び口腔衛生の指導に関する業務を行う。
その他の職員	必要に応じて	所長の命を受け保育所内の業務を行う。

（特定教育・保育の提供を行う日）

第８条　町立保育所の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

２　前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる場合は休業日とする。

(1)　保育認定子どもに係る休業日

ア　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

イ　年末年始（12 月 29 日から翌年１月３日まで）

(2)　教育標準時間認定子どもに係る休業日

ア　土曜日

イ　国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ　年末年始（12 月 29 日から翌年１月３日まで）

３　前２項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要があるとき又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することができる。

４　町立保育所は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことができる。

（特定教育・保育の提供を行う時間）

第９条　町立保育所が特定教育・保育の提供を行う時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　保育標準時間認定に係る月曜日から金曜日までの保育時間　午前７時から午後６時までの範囲内

⑵　保育短時間認定に係る月曜日から金曜日までの保育時間　午前８時から午後４時までの範囲内
⑶　教育標準時間　午前８時30分から午後３時までの範囲内
⑷　保育認定に係る土曜日の保育時間　午前７時から午前11時30分までの範囲内

2　町立保育所は、前項各号に定める時間にかかわらず、保護者の就労その他の事由により延長保育、又は、土曜日午後における保育（以下「延長保育等」という。）の必要があるときは、次の各号に掲げるとおり延長保育等を提供するものとする。
⑴　保育標準時間認定に係る月曜日から金曜日までの延長保育時間　午後６時から午後７時までの範囲内
⑵　保育認定に係る土曜午後保育時間　午前11時30分から午後６時までの範囲内

3　前項に定める延長保育等を提供する場合は、あらかじめ利用子どもの保護者から利用の申出をさせるものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

（利用者負担その他費用の種類）

第10条　町立保育所が提供する保育を利用した利用子どもの保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担額（保育料）を支払うものとする。

2　町立保育所は、前条第２項第１号に掲げる延長保育を利用した利用子どもの保護者から、八頭町延長保育事業実施要綱（平成20年告示第57号）の規定に基づく利用料金の支払いを受けるものとする。

3　町立保育所は、前２項に定めるもののほか、保育所の保育利用その他便宜の提供に要する実費額を利用子どもの保護者から同意を得て、徴収するものとする。

（利用定員）

第11条　町立保育所の利用定員は、支援法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子ども（以下「２号認定子ども」という。）又は同項第３号に掲げる小学校就学前子ども（以下「３号認定子ども」という。）の区分等に応じ、次の表に掲げるとおりとする。

名称	２号認定子ども	３号認定こども（０歳児）	３号認定こども（１・２歳児）	計
郡家東保育所	105人	15人	40人	160人
郡家保育所	78人	15人	47人	140人
国中保育所	55人	8人	27人	90人
船岡保育所	75人	12人	33人	120人
八東保育所	81人	15人	34人	130人

（利用定員の弾力化等）

第12条　前条の規定にかかわらず、特定教育・保育利用の需要の増大その他やむを得ない事情があるときは、鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）第10条に定める面積及び職員配置基準の範囲内において、同条に定める利用定員を超えて利用子どもの受け入れを行うことができるものとする。

（利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項）

第13条　町立保育所は、法第24条第３項（法附則第73条第１項により読み替えて適用する場合も含む。）及び別に定める基準に基づき町が行った利用調整により町立保育所の利用が決定されたときは、これに応じるものとする。

2　町立保育所は、特定教育・保育の提供開始に際しては、あらかじめ支給認定保護者に対し、重要事項を記載した書面により、保護者とその内容を確認する。
3　町立保育所は、利用子どもが次の各号に該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。
⑴　利用子どもが小学校就学の始期に達したとき。
⑵　利用子どもの保護者が、法令に定める支給認定要件に該当しなくなったとき。
⑶　利用子どもの保護者から町立保育所に係る利用の取消しの申し出があったとき。
⑷　不正又は偽りにより町立保育所への利用決定がなされたことが判明したとき。
⑸　その他町立保育所の利用継続に当たり重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時等における対応方法）
第 14 条　町立保育所の職員は、保育の提供時に利用子どもの体調の急変その他緊急事態が生じたときは、当該利用子どもの保護者等に連絡するとともに、嘱託内科医、嘱託歯科医又は当該利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じるものとする。
2　町立保育所は、特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、町及び当該利用子どもの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
3　町立保育所は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

（非常災害対策）
第 15 条　町立保育所は、非常災害に備えて、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるものとする。
2　町立保育所は、非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。
3　町立保育所は、毎月 1 回以上、避難訓練又は消火訓練その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）
第 16 条　町立保育所は、利用子どもの人権の擁護及び虐待の防止のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。
（その他運営についての重要事項）
第 17 条　この規程に定めるもののほか、町立保育所の運営管理等に関し必要な事項は別に定めるものとする。